

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年1月26日（平成28年（行情）諮問第43号）

答申日：平成28年6月9日（平成28年度（行情）答申第118号）

事件名：異議申立てに関して個人別に集約したリストの類に該当する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「防衛省における異議申立てに関して個人別に集約したリストの類に該当するもの全て\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年9月11日付け防官文第13978号により防衛大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

比較する対象がない限り、「本件異議申立人より極めて多数の不作為の異議申立てがなされている」（特定事件番号の諮問に係る理由説明書）との主張は不可能であるので、本件対象文書は必ず存在するはずである。

改めて、関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件対象文書の保有を確認できなかったため、法9条2項の規定に基づき、平成27年9月11日付け防官文第13978号により、文書不存在を理由とする原処分を行った。

#### 2 本件開示請求の背景について

本件開示請求は、特定の異議申立人（以下「特定異議申立人」という。）から異議申立書とともに提出された書類については、異議申立書の添付書類として異議申立書と一体を成すものであり、行政不服審査法26条に基づき提出された証拠書類には当たらないと考える根拠となる文書の全てを求める別件開示請求について行った、文書不存在を理由とした不開示決定

処分に対する異議申立てに係る情報公開・個人情報保護審査会への諮問において、防衛省が「証拠書類を返還しなければならないにもかかわらず、それがなされていないとして、本件異議申立人より極めて多数の不作為の異議申立てがなされている」との説明を行ったことを受け、なされたものである。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書のとおり主張し、原処分の取消しを求めるが、特定異議申立人からの証拠書類の返還を求める不作為の異議申立ては、平成26年度だけでも100件以上なされており、一方で特定異議申立人以外からの同様の異議申立ては皆無であることから、「個人別に集約したリスト」によらずとも、「本件異議申立人より極めて多数の不作為の異議申立てがなされている」と主張することは容易である。よって、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年1月26日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月15日    | 審議            |
| ④ 同年5月17日    | 審議            |
| ⑤ 同年6月7日     | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「防衛省における異議申立てに関して個人別に集約したリストの類に該当するもの全て」である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、防衛省が、別件開示請求に対して不存在につき不開示とした決定に対する異議申立てに係る審査会への諮問のための理由説明書において、特定異議申立人から、異議申立書とともに提出された証拠書類を返還しなければならないにもかかわらず、それがなされていないとして、極めて多数の不作為の異議申立てがなされている旨を記載したこと（以下「本件記載」という。）を受けて、なされたものである。

イ 防衛省において本件対象文書は作成も取得もしておらず、特定異議

申立人から証拠書類の返還を求める旨の不作為の異議申立てが極めて多数なされていたため、本件記載を行うことができたものである。

(2) 諮問庁から、特定異議申立人からの証拠書類の返還を求める旨の不作為の異議申立てに対する決定書の一部の提示を受けて確認したところ、本件記載は本件対象文書によらずとも可能であり、本件対象文書は作成も取得もしていない旨の諮問庁の上記(1)イの説明は不自然、不合理とはいえ、他に本件請求文書に該当する文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情は認められないことから、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久